

# Nara Women's University

【内容の要旨及び審査の結果の要旨】 地域生活者の福祉教育に関する新展開：「消費者福祉学習」の理論化に向けて

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2010-07-15 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 田村,久美, 野田,隆, 清水,哲郎, 清水,新二, 佐野,敏行, 澤井,勝 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10935/1701">http://hdl.handle.net/10935/1701</a>

氏名(本籍)	田村久美 (広島県)
学位の種類	博士(学術)
学位記番号	博課第304号
学位授与年月日	平成18年3月24日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当 人間文化研究科
論文題目	地域生活者の福祉教育に関する新展開 —「消費者福祉学習」の理論化に向けて—
論文審査委員	(委員長) 教授 野田 隆 教授 清水哲郎 教授 清水新二 教授 佐野敏行 名誉教授 澤井 勝 (奈良女子大学)

## 論文内容の要旨

本論文の目的は、地域生活者の生活の質(QOL)の向上を図るために、福祉教育の観点からの地域生活者に対する「学習的視点からの支援」のあり方について明らかにすることである。福祉教育に着眼する背景として本論文では、単なる生活の満足としての welfare だけではなく、その人が尊厳をもって生きることを家族を超えた協働によって支える well-being の視点も包含したものでなければならないこと、それと同時に、近年の福祉サービスの市場化の進展に伴い、高齢者のみならず福祉サービスを利用するすべての人が「消費者」として位置づけられてきていることから、「消費者の視点を加味した教育的・学習的な方法とは何か」を検討する必要がある、すなわち「消費者福祉教育」が要となると位置づけている。

ところが、福祉教育の現状は消費者の観点が含まれていないのではないかと、それ以前に「福祉教育」概念自体が曖昧な用いられ方をしている現状があるため、まずその再考の必要を示す。その際、高齢社会時代の到来により、福祉にかかわる諸問題が特に高齢者において社会問題化してきたこと、また研究当初の関心事が、高齢者の生活の質の向上、とりわけ消費者として的高齢者に関する福祉教育の充実にあったこともあって、高齢者の「消費者福祉教育」を中心に検討することとしている。

こういった問題意識から第1章は、わが国の福祉教育の変遷をたどり、従来から取り組まれている高齢者教育や老人大学、老人クラブなどの教育活動を概観することで、教育を「与える」サービスの

傾向にあることを指摘している。そして、あらゆる生活者の生活の質向上を目的とする生涯教育の意義は、集合型だけでなく出前型による「学習」が重要視されるべきであり、従来の「教育的視点からの支援」以上に「学習の視点からの支援」が必要だと述べている。

第2章「地域生活者と『教育・学習』」では社会教育と福祉教育、消費者教育と福祉教育、消費者教育と社会教育の三つの接点のあり方を考察してこの点から生活者に対する教育・学習の関連領域として、社会教育・消費者教育・福祉教育を取り上げ、これらの各領域が重なり合う部分を生活の質にかかわる「三位一体教育」と捉え、初期的に自立・共同・共生という生活の動的プロセスを識別している。これは後の福祉ガバナンス概念に接続する。

第3章「地域生活者の福祉教育」では、福祉教育は人間の生活福祉全域に関連する中心的領域であることを確認するとともに、わが国の福祉教育が社会福祉の精神を育み、高齢化社会におけるボランティア活動精神の育成・普及、ノーマライゼーション思想の普及を目的として、主として学校教育で発展してきたことを特徴としていること、しかし、福祉教育の概念はさまざまな観点から捉えられてきたものの統一した見解はないことを示唆している。ただ、先行研究等における福祉教育の一般的とらえ方としては、市民教育や生涯教育に包含される幅広いもので、地域住民の発達段階に応じた、また、住民の自主的参加を求めるべきことなどが福祉教育に求められている。とはいえ現代においても福祉教育の実践が学校教育に偏していること、実施内容も偏重していることを指摘している。

一方で、学校教育とは別に、福祉教育の実施主体として社会福祉協議会（社協）がある。社協は福祉教育を主な事業の一つとして掲げており、福祉教育という用語を1968年に初めて用いた、いわば福祉教育の実施機関として位置づけられている。その組織から見ても社協が福祉教育の主体として期待される場所である。しかし社協の行っている福祉教育については、調査研究が乏しく、その実施状況も、また方向性も明確ではない。この点を探ることによって、福祉教育の実施主体と関連機関との協力や協働の関係を明確にすることもできるはずである。以上の整理の上で二つの実態調査をおこなっている。その目的は福祉ガバナンス（行政と民間事業者、市民との協働）形成の一端を担う社協の行っている福祉教育を発展させるための課題発見と、地域生活者の主体的参画・活動の体制づくりへの契機を探ることにある。一つは市区町村社会福祉協議会を対象とした福祉教育に関する調査で、2004年4～5月全国の市区町村社会福祉協議会3,344協議会を対象とし、質問紙票によるアンケート調査（郵送法）で、有効回答率27.3%（913票）であった。もう一つは地域住民を対象とした社協の存在と福祉教育に関する調査で2004年7～8月、社協の調査結果に基づき選出した12地域を対象とし、質問紙票によるアンケート調査（郵送法）で、有効回答率30.7%（351票）であった。

第4章の「福祉教育の領域に関するアンケート調査」および第5章の「市区町村社会福祉協議会がおこなう福祉教育の消費者領域について」では、福祉教育の事業（26項目）を分類し、「家族介護者領域」「地域住民領域」「高齢者領域」「消費者福祉領域」に関して分析した。その結果、ボランティ

ア活動の促進や介護保険制度や福祉に関する講座などの内容で構成された「地域住民領域」因子が福祉教育であると回答した割合が高く、家族介護者に対する介護相談や介護実習、ネットワークづくりなどで構成された「家族介護者領域」因子は福祉教育ではないが社協事業であると回答した割合が高かった。このように、社協の事業であると回答した事業でもそれを福祉教育と捉えていないことから、各協議会に合意された福祉教育の事業内容に対する統一見解はないと判断できる。そして、消費者の観点を含む福祉教育に関する認識については、市区町村別に差があることが統計的に認められた。加えて、介護サービスの消費者被害や商品トラブルを防止する内容などで構成されている「消費者福祉領域」因子について、「福祉教育である」あるいは「社協がおこなう事業である」と捉える協議会はともに約4割であり、市・区よりも町・村の割合が高かったことを示した。

このような社協の活動は、地域生活者の生活にどのような影響を与えているのか。これが6章のテーマとなる。そこで社協がおこなう福祉教育の積極性と生活者意識の関連を検討し、地域による分析および地域間での比較検討をおこなった。その結果、社協の認知度や役割（事業内容）の認識は、社協を利用しない人よりも利用者の方が割合は高かった。また、地域住民による社協に対するイメージについても、利用しない人よりも利用者の方が社協の事業内容をより把握していた。これに関連した結果では、福祉に関する情報収集の対象機関について、社協を利用していない人は主に行政や福祉施設などを選び、社協をほとんど含まなかったが、社協利用者は、行政や福祉施設だけではなく社協を選択肢に入れた割合は高かったことなどを示した。以上の結果から、福祉教育の拡充は、社協が地域社会に対して何をおこなっているのかを生活者が知るだけでなく、社協が提供する福祉情報や福祉サービスなどの外的資源を適切に取り込み、その資源を有効的・有益的に活用する方法を創り出すことが必要だと主張する。その結果、生活者がこれらの資源を日常生活にインプットし、よりよい生活を主体的に創造する能力（アウトプット）を身につける方法論を構築することが次なる課題となる。

そこで第7章「地域生活者の主体形成にかかわる福祉ガバナンス」では、生活者ニーズに適応した「学習的視点からの支援体制づくり」を導き出すために重要な公・共・民の関係性と、これらをつなぐコーディネーターの役割とその整備について考察している。すなわち、生活者（自助）を中核に、血縁・地縁機能のインフォーマル領域、準市場・ボランティア機能の民間非営利領域と共同機能の領域、行政機能のフォーマル領域、そして市場機能の民間営利領域と、これら各領域の関与者と生活者との相互扶助（互助・公助・共助）が欠かせないが、これを「福祉ガバナンス」体系として示している。そして、この体系を根底に据え、従来から指摘されてきた福祉教育と消費者教育の統合をさらに発展させた「学習的視点からの支援」の構築が必要であるとしている。

第8章ではこの「学習的視点からの支援」の試案として、「学習する組織づくり（learning organization）」の理論に依拠して、生活者に対する「消費者福祉学習」を提言している。まだ抽象度の高い概念間関係レベルの提案であるが、まず、消費者福祉学習の実現にとって重要なのは、学習に関与

する諸機関が協働し、相互的な学習力を形成することと定義する。協働する諸機関とは、地域に所在する社協や自治体や福祉施設などが中心となって学習する組織体の形成をいう。この組織体は、生活者のニーズに対応しながら、あらゆる生活者に展開できる継続的学習モデルを創造する役割を担う。もちろん、単にニーズに対応するだけでなく、生活者自身が学習する組織に参加・参画することが重要で、それによって消費者としての役割・知覚（自覚）を認識でき、能動的な地域生活者を育成することにつながるというものである。

終章では、地域社会内に「消費者福祉学習」に関する継続的学習機会をビルト・インするための概念形成図を試案している。この形成図の特徴は、社協が舵を取り他機関と関係しながら、生活者への継続的学習機会を提供していくことを保証する仕組みにあり、社協や自治体、福祉施設などの関連諸機関が、地域内における「学習する組織」として発展する活動の中に、学習を柔軟に調整・修正し、消費生活者へ持続的フィードバックを繰り返すループを組み込むことの重要性を指摘して、まとめとしている。

## 論文審査の結果の要旨

福祉教育については早くからその重要性が指摘され（岡村重雄等）、既に高校家庭科の教育課程に盛り込まれるなど、主として学校教育の中に取り込まれてきている。しかし、その内容の吟味や、さらに学校教育や社会教育などの領域において、どのような福祉教育が必要であり、それをどこが担うのか、あるいはその目的はどうかといったという議論は十分とはいえない。本論文はこれからの福祉教育のあり方を明確にしようとする観点から、特にそれを地域生活者に対するエンパワーメント施策のひとつとして検討している。最大の特徴は、学校ではなく福祉教育のもうひとつの主な実施機関としての社会福祉協議会を対象とした研究であるという点である。社会福祉協議会は全ての市町村にあり、多様な活動をしているが、その活動内容、特に福祉教育についての全国的な調査研究は少なく、本研究は福祉教育研究や地域福祉研究への寄与は大きいと評価できる。また、主なメリットの二つ目は、大橋謙策等などからの示唆を受けて、福祉教育に消費者教育の観点を取り入れる試みを行っていることである。

すなわち本論文の関心は、生活者の生活の質を向上させることを「学習」の側面から支援すること、その重要な分野として福祉教育を捉えること、その際の「福祉」とは、単なる生活の満足としての welfare だけではなく、その人が尊厳をもって生きることを家族を超えた協働によって支える well-being の視点も包含したものでなければならないとしている。つまり、生活機会として社会がどのような選択肢を用意できるかに関心を払うのではなく、当該選択肢群から、自身に課された制約条件を自助・共助・公助の枠組みの中で自律的に判断して選択する能力の育成を地域社会に求めようとする関心である。そこには「消費者の視点を加味した教育的・学習的な方法とは何か」という問題も当然射程内に収めることとなり、すなわち「消費者福祉教育」が要となると位置づけるのである。しかし、わが国の福祉教育の施策的な変遷をトレースし、またその現状を見ると、消費者の観点が含まれているとは言えないとしているのも的確な指摘である。

なお、高齢社会時代の到来により、福祉にかかわる諸問題が特に高齢者において社会問題化してきたこと、また研究当初の関心事が、高齢者の生活の質の向上、とりわけ消費者としての高齢者に関する福祉教育の充実にあったこともあって、当面は高齢者の「消費者福祉教育」を中心に検討することとしているのは妥当な判断といえる。

こういった問題意識からまず、わが国の福祉教育の変遷をたどり、従来から取り組まれている高齢者教育や老人大学、老人クラブの教育活動などを概観することによって、従来の取り組みは「教育」という観点が強く、提供型と呼べる「与えるサービス」の傾向にあることを指摘している。しかしあ

らゆる生活者の生活の質向上を目的とする福祉教育の意義は、学校へ集合して与えるのではなく「届けるサービス」と呼べる出前型による「学習」も重視されるべきであり、従来の「教育的視点からの支援」以上に自ら学ぶという「学習的視点からの支援」が必要と述べている点も妥当な指摘である。

また生活者に対する教育・学習の関連領域として、社会教育・消費者教育・福祉教育を取り上げ、これらの各領域が重なり合う視点を生活の質にかかわる「三位一体教育」と捉えるべきだと述べているが、この観点は、生活者視点からすると、縦割りの行政施策を乗り越える本質的な視点を提供していると評価できる。

他方、学校教育とは別に、福祉教育の実施主体のひとつとして社会福祉協議会（社協）が期待されている。社協は、福祉教育を主な事業の一つとして掲げており、福祉教育という用語を1968年に初めて用いたように、いわば福祉教育の実施機関として位置づけられている。しかし社協の行っている福祉教育については、調査研究が乏しく、その実施状況も、また方向性も明確ではない。この点を探ることによって、学校教育とは異なる地域社会での福祉教育のあり方を明確にし、その実施主体と学校や行政など関連機関との協力や協働の関係を明確にすることもできるとしている。

以上の整理の上で、本研究では二つの実態調査をおこなっている。その目的は第一に、福祉ガバナンス（行政と民間事業者、市民との協働）形成の一端を担う社協の行っている福祉教育を発展させるための課題発見である。第二の目的は地域生活者の主体的参画や活動の体制づくりへの契機を探ることにある。まず、市区町村社会福祉協議会を対象とした福祉教育に関する調査だが、2004年4～5月全国の市区町村社会福祉協議会3,344協議会を対象に質問紙法によるものである。これは大規模な市区町村合併直前のデータ収集となったため、結果として資料的価値も併せ持つデータとなった。もう一つは地域住民を対象とした社協の存在と福祉教育に関する調査で2004年7～8月、社協の調査結果に基づき抽出した12地域を対象としたアンケート調査である。

前者の調査結果から、ボランティア活動の促進や介護保険制度・福祉に関する講座などの内容で構成された「地域住民領域」因子が福祉教育であると回答した社協の割合が高かったことと同時に、家族介護者に対する介護相談や介護実習・ネットワークづくりなどで構成された「家族介護者領域」因子が福祉教育ではないが社協の事業であると回答した割合が高くなっていることに注目した。これは、各協議会によって福祉教育の事業内容に対する見解が異なっていることをデータとして例証したといえる。また、介護サービスの消費者被害や商品トラブルを防止する内容などで構成されている「消費者福祉領域」因子について、「福祉教育である」あるいは「社協がおこなう事業である」と捉える協議会はともに約4割程度に留まり、市・区よりも町・村の割合が高いという傾向を見いだした。つまり、もし社協が消費者福祉領域を自らのドメインと自覚しているのであれば、わざわざ消費者福祉学習システムを地域に構想する必要はなく、社協を主たるエージェントにすればよいだけのことだが、現実はそのようなことを確認することができたと考えよう。

後者の住民調査は、社協の福祉教育事業の取り組みの度合いの高低を3大別した上で、各タイプから抽出された合計12地域の住民を対象とした任意抽出調査である。福祉教育領域において社協は住民参画型地域づくりを推進する主軸機関であり、社協活動と住民間のレシプロカルな活動として福祉教育が位置するのであればそれは互助的な社会関係づくりの支援にもなるだろう。その間接的確認の仕方として社協活動の住民による認知度を観測対象とした。結果はしかし、積極的活動を実施している社協群に属す住民群ほど社協の認知が高まるということはなく、社協の活動度合いというより市町村規模、とりわけ町・村部の住民による社協認知度の方が高く現れたとしている。見方を変えれば逆に、市・区部については社協側から見てもそこに生活する住民からみても、地域内の他のアクターとの連携の必要性を間接的に示すこととなった。

一方、社協の利用経験者群と未経験者群二つ（知ってはいる群と知らない群）の3群に分けた分析結果としては、利用者は、自身の利用していない社協の諸活動までよく認知しており、社協の存在を知っている人は、社協以外の公・共・民の選択肢も選ぶ傾向を発見した。つまり地域内にどのような選択肢があるかについても、まず社協を知ることがその手がかりと接続する機会を増やすだろうという見通しを得ることとなった。

第7章では、生活者ニーズに適応した「学習的視点からの支援体制づくり」を導き出す前提として、公的セクター、共助組織、それに事業者など民の関係を構築することの重要性を指摘し、これを「福祉ガバナンス」の体系として示している。そして、この体系を根底に据えて、福祉教育と消費者教育の統合をさらに発展させる「学習的視点からの支援」施策がどうあるべきかという提言部に移る。

具体的には社協が他機関と連携しながら生活者への継続的学習機会を提供するため「学習する組織づくり (learning organization)」の理論を援用したモデルを提案している。これは、経営組織の内部自己改革プロセスを「共有ビジョン」や「チーム学習」というキー概念で扱うピーター・センゲの理論の応用であり、経営組織論の「経営」的部分を地域社会内に持ち込むことで福祉ガバナンス論との接続をはかるユニークな工夫といえよう。消費者福祉学習の実現にとって重要なのは、学習に関与する諸機関が協働し、相互的な学習力を形成することであり、さらにこの組織体には、生活者の主体内かかわりも不可欠だからである。

今見てきたように、本論文は福祉教育に消費者教育の視点を入れ、その統合をはかるために、社会福祉協議会をひとつの中心とした福祉教育の再編成と組織化を提案するものとなっている。この研究領域ではなお、「福祉教育」の共通の定義など、基本的な点で多くの未解決な課題があり、本論文自体でも理論的には、試論や仮説にとどまるところも少なくない。そのような点も含めてこの論文がこり領域での論議に貴重で、かつ大きな寄与をするものであると評価できるものである。

以上により、本論文は奈良女子大学博士（学術）を授与するに十分な内容を備えていると判断する。